

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟懲戒規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）が普通会员、賛助会員及び名誉会員（以下「会員」という。）並びに役員、専門委員会委員及び職員（以下「役職員」という。）に対して懲戒処分又はその他処分を行うための必要な事項を定め、会員及び役職員による当法人が定める定款及び諸規程の順守及びその他関係法令の順守を図り、もって会員及び役職員の活動における高度の基準を維持するとともに、当法人に対する社会的信頼の向上を目的とする。

（懲戒対象となる行為）

第2条 当法人は、本規程に定める手続に従い、会員又は役職員に対して次条に定める懲戒処分を行うことができる。

2 下記に記載された会員又は役職員の各行為は、単独行為か共同行為かを問わず、懲戒処分又はその他処分の事由となる。

- (1) 当法人が定める定款及び諸規程に違反する行為
- (2) 日本国若しくは他の国の刑事法規に違反する行為又は業務停止の理由となる行為
- (3) 懲戒処分又はその他処分に係る命令に違反する行為
- (4) 本規程に基づく当法人の各機関からの要請に対して正当な理由なく応答しない或いは理事会の職務を妨害すること。
- (5) 当法人に対し、虚偽又は誤解を与える陳述をなす行為
- (6) 当法人の名誉又は信用を毀損し、その他会員及び役職員としての品位を損なう行為
- (7) その他、理事会が客観的に考慮して妥当と判断した行為

（懲戒処分の形式）

第3条 会員の懲戒対象となる行為を認定した場合、理事会は、定款第10条及び会員規程第11条に定める権限並びに本懲戒規程次条及び第5条に定める手続に従って、その会員に対して次の処分を行う。

- (1) 当法人名による口頭または文書での改善勧告（訓告）
- (2) 当法人名による文書での嚴重注意（戒告）
- (3) 当法人における会員活動の停止（1ヶ月以上2年以下の期間）

なお、会員としての身分は保有するが、会員としての権利の行使を全て認めない。

(4) 退会の勧告

(5) 当法人の定款第10条及び会員規程第11条に基づく除名の請求

2 役職員の懲戒対象となる行為を認定した場合、理事会は、本懲戒規程次条及び第5条に定める手続きに従って、その役職員に対して次の処分を行う。

(1) 当法人名による口頭または文書での改善勧告（訓告）

(2) 当法人名による文書での嚴重注意（戒告）

(3) 降格処分

(4) 役員については、社員総会への定款第29条に定める解任の請求

3 第1項若しくは前項の処分に代えて、又は第1項若しくは前項の処分と併せて、書面による反省文の提出その他必要な処置を科することができる。

（申立て）

第4条 何人も、会員又は役職員について懲戒処分又はその他処分の事由があると思料するときは、その事由の説明及び客観的証拠を添えて、当法人に対し、これらの処分に係る申立てを行うことができる。ただし、申立人は、以下の内容を記載した書面（以下「申立書」という）を、当法人に提出する方法により申立てをしなければならないものとする。

(1) 申立人の氏名（実名に限る）又は名称

(2) 申立人の住所

(3) 本件申立ての対象となる会員の氏名又は名称

(4) 申立ての趣旨及び理由

(5) 本件申立ての年月日

2 申立人が法人であるときは、申立書には前項各号に掲げる事項のほかその代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。

3 申立人は、前項の場合には、代表者又は管理人の資格を証する書面を当法人に提出しなければならない。

4 当法人は、申立書の記載によっては本件申立ての対象となる会員又は役職員が特定できないと判断した場合、申立人に対して、本件申立ての対象となる会員又は役職員を特定するに足る情報の提供を求めることができる。申立人は、当法人の指示に従い、その情報を当法人に提供しなければならない。

5 当法人は、本件申立てが前4項に規定する手続に違反するときは、期間を定めて、申立人にその補正を求めることができる。

- 6 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、当法人は理事会の決定により本件申立てを却下し、その旨を速やかに申立人に通知するものとする。なお、申立人は、その決定に対して異議を申立てることはできない。

(有罪判決等の申告)

第5条 会員及び役職員は、軽度の交通違反（酒気帯び、酒酔、薬物使用に関するものを除く。）を除いて、有罪判決の処分を受けた場合は、その処分が確定した日から10日以内に、当法人に対して書面により、その処分の内容及び確定年月日を申告しなければならない。

- 2 会員及び役職員は、公訴提起の対象となった場合若しくは当法人が定める各規程に違反した場合は、その公訴提起の事実を知った日若しくはその規程に違反した事実を知った日から10日以内に、当法人に対して書面により、その公訴提起に係る事実及び公訴提起の年月日若しくはその規程違反に係る事実を申告しなければならない。

(事実の調査と弁明の機会)

第6条 理事会及び社員総会は、懲戒処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正かつ中立に行うとともに、その会員又は役職員の弁明を聴取する等反証の機会を与えなければならない。

- 2 理事会及び社員総会は、必要に応じ、懲戒委員会を招集し、その事案を審議する。懲戒委員会の審議・判断結果は、理事会又は社員総会に報告され、審議のうえ決議される。
- 3 懲戒委員会は、本規程に定める手続を行うに際し、必要に応じて外部の弁護士等専門家に意見を求めることができる。
- 4 懲戒対象となる行為を行った者は、懲戒処分に関する理事会又は社員総会の審議及び決議には参加できない。

(処分等の通知)

第7条 理事会及び社員総会は、会員又は役職員に対して処分を行った場合には、その内容を速やかに文書でその会員又は役職員に通知しなければならない。なお、受領を拒む等通知が困難なときは届出済の住所宛に発送することで済むものとする。

- 2 理事会は、会員に対して第3条第1項第3号又は第4号の処分を行った場合又は役職員に対して第3条第2項第3号の処分を行った場合には、その会員の住所・氏名・通知日・処分の内容及び処分の理由を社員総会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

（雑則）

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2025年6月21日から施行する。